

特別支援教育就学奨励費について

大阪狭山市内の小・中学校に在籍し、心身に障がいのある児童生徒の保護者で、所得が認定基準以下の方を対象に、お子様の就学に要する経費の負担を軽減するために、特別支援教育就学奨励費という制度があります。障がいの程度が学校教育法施行令第22条の3に該当する場合は申請することができます。

この制度について、気になる方は学校までご連絡ください。(申請の締め切りは7月18日です。)

6月の行事より

6年生 連合運動会



3年生 図書館見学



4年生 全国小学生歯磨き大会



5年生 臨海学校

